

健康格差検討作業部会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は健康格差検討作業部会の運営に関して必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 健康格差検討作業部会は、次の事項を協議する。

- (1) 健康格差に関する実態把握及び分析に関すること。
- (2) 健康格差を縮小するための施策検討に関すること。

(委員)

第3条 健康格差検討作業部会委員は、別表に掲げる区分により県が指名する者、及び機関から推薦された者で構成する。

(組織)

第4条 健康格差検討作業部会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、健康格差検討作業部会を代表し、会務を総括する。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は必要に応じて県が招集し、座長が議長となる。

- 2 県が必要と認めたときは、関係者に出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 健康格差検討作業部会の庶務は、健康づくり支援課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

別表

健康格差検討作業部会委員区分

	区分
1	市町村（国保部門）
2	市町村（健康部門）
3	大学（運動）
4	大学（公衆衛生）
5	医療保険者
6	県機関（公衆衛生）
7	県機関（栄養）